

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 河川法施行令の一部を改正する政令

| | |
|-----------|---|
| 【掲載官報】 | 平成 23 年 1 月 28 日 本紙第 5484 号 2 ページ |
| 【法令番号】 | 平成 23 年 1 月 28 日 政令第 8 号 |
| 【管轄省庁】 | 国土交通省 |
| 【施行期日】 | 平成 23 年 3 月 1 日から施行 |
| 【制定の根拠】 | 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 9 条第 2 項及び第 36 条第 3 項 |
| 【法令のあらまし】 | 一 都道府県知事が許可する従属元の水利使用（特定水利使用以外の水利使用）に従属する発電による水利使用について、特定水利使用から除外する。（第 2 条関係） 二 特定水利使用の対象外とされた従属発電による水利使用のうち、準特定水利使用（取水量が一定規模以上の水利使用等）に従属する水利使用について、準特定水利使用として位置づける。（第 20 条の 2 関係） |
| 【改正される法令】 | 河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号） |